

穴栗市地域クラブ活動サポートスタッフ等登録紹介制度

しそカツ・リンク

登録者募集中！



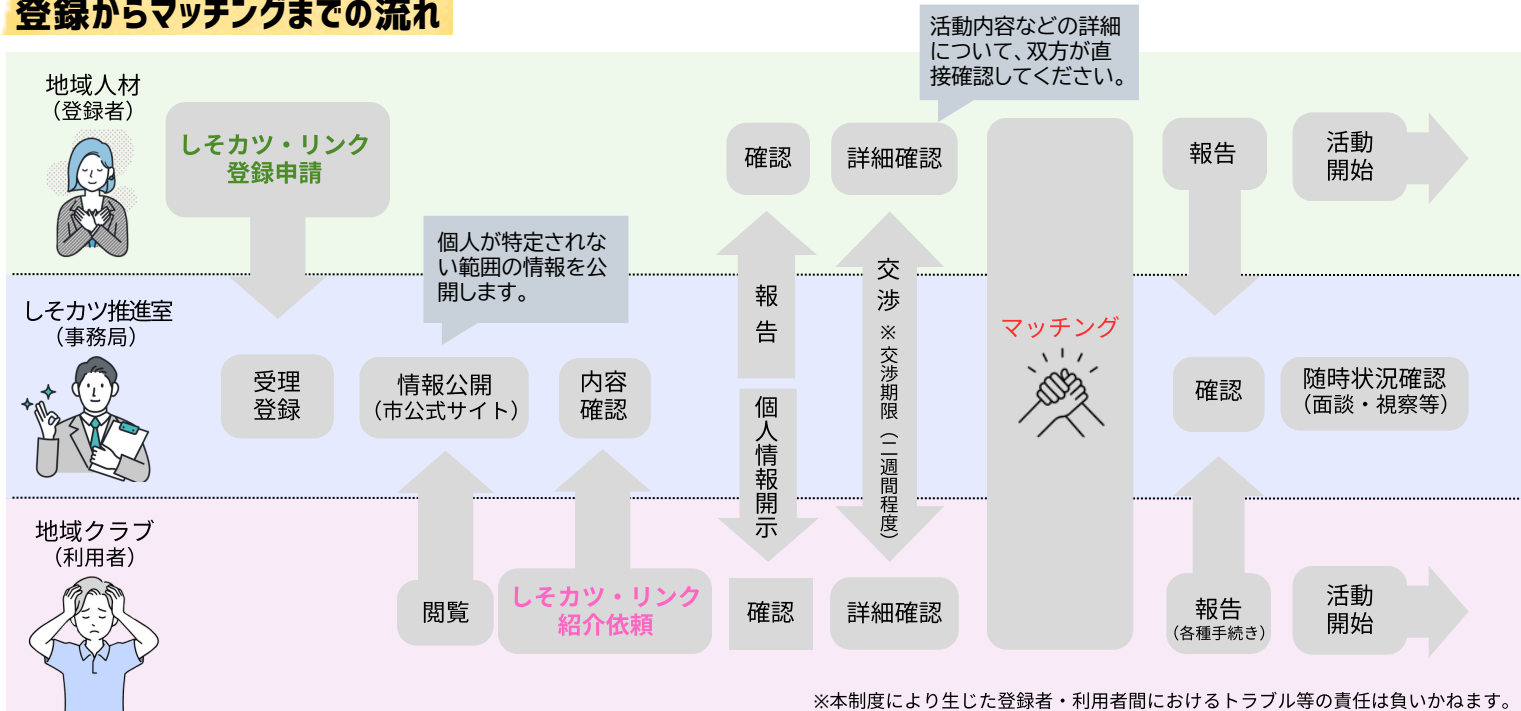
リンク＝つながり・絆
「人と人、スキルとニーズをつなぐ、
地域に広がるネットワーク」という願
いを込めています。

どんな制度？

地域クラブ活動において、指導者およびサポートスタッフ（見守り等）として協力できる地域人材を広く募集し、市に登録する制度です。人材が不足している地域クラブが、公開されている登録者の情報をもとに交渉し、お互いに条件を確認したうえで安心して活動に参画いただけます。**地域全体で子どもたちの活動を支える体制づくりをめざします。**



登録からマッチングまでの流れ



※本制度により生じた登録者・利用者間におけるトラブル等の責任は負いかねます。



登録要件や登録方法は裏面をご覧ください

登録要件

1. 中学校部活動改革の趣旨を理解し、生徒の主体性を尊重した指導を行うこと
2. 満18歳以上(高校生を除く)の者であること
3. 生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう努めることができること
4. 参加する子どもたちの心身の健康管理、活動中や移動中の安全確保を徹底し、事故やトラブルの未然防止に努めることができること
5. 暴言、暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為が許されないものであることを理解し、自らこれらの行為を行わず、かつ指導者・サポートスタッフ間においても、これらを許さないことを誓約すること
6. 暴力団排除推進条例(平成24年3月14日宍粟市条例第4条)のいずれにも該当しない者であること
7. 学校教育法第9条(※)の各号に該当しない者であること
8. 性犯罪歴事実該当者(学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号による))性犯罪歴を有する者でないこと
9. 情報の公開について異議を申し出ない者であること
10. 上記に掲げるもののほか、「宍粟市部活動地域展開推進方針」に則った活動ができる者であること

(※) 一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第10条第1項第2号または第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

三 教育職員免許法第11条1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

よくある質問



特別な資格は必要？

登録にあたって、特別な経歴や資格などは必要ありません。子どもたちと一緒に活動して、その競技の楽しさを教えてくれる人材も募集しています。



面接などはあるの？

提出された書類をもとに事務局で審査するにあたり、必要に応じて電話等でのヒアリングを実施することがあります。



未経験でもいいの？

活動の見守り等のサポートスタッフであれば、競技の経験や知識がなくても登録できます。マッチングして地域クラブに所属された場合は、各種研修を受講していただきます。



報酬があるの？

活動における謝金の設定は各地域クラブによって異なりますので、クラブ側との交渉の際に詳細を確認してください。



活動日・時間は調整できるの？

ご自身のお仕事や家庭の都合に合わせて活動日・時間帯などは指定できます。また、クラブ側との交渉の際にも調整可能です。



競技に制限はあるの？

登録にあたって、競技や種目に制限はありません。ご自身が指導可能な競技を登録していただき、その競技の指導者人材を求めるクラブとマッチングしていただけます。



マッチングしなかったらどうなる？

交渉の結果、双方が合意できずにマッチングしなかった場合は、利用者であるクラブ側から事務局へ報告していただきます。



年齢制限はあるの？

登録にあたって年齢の上限はありません。生徒の保護者はもちろん、仕事を退職されているシニア世代の方なども登録いただけます。

登録・利用方法

指導者やサポートスタッフ（活動の補助・見守り等）として登録を希望される方はコチラ



しそカツ・リンク 登録申請フォーム



※必ず利用規定を確認し、同意のうえで申請してください。
※虚偽の申告等があった場合は、申請を無効とする場合があります。
※この申請が、地域クラブへの参加を確約するものではありません。

公開されている登録者情報から、気になる地域人材と直接交渉したい場合はコチラ



しそカツ・リンク 紹介依頼フォーム



※必ず利用規定を確認し、同意のうえで依頼してください。
※取得した個人情報を、目的以外に使用することは認めません。
※事務局が登録者を選定し、利用者へ斡旋するようなことはしません。

【問い合わせ】

宍粟市まちづくり推進課
地域クラブ活動推進室
(しそカツ推進室)

TEL 0790-63-3123 FAX 0790-63-3064



chiikikurabu@city.shiso.lg.jp



https://www.city.shiso.lg.jp/

宍粟市地域クラブ活動

